



令和7年度赤い羽根 物価高騰下のいのちをつなぐ支え合いキャンペーン 神奈川県共同募金会 配分申請要項

社会福祉法人神奈川県共同募金会

1 趣 旨

数年前より続く物価高騰の波が、令和7年度においても収まることなく、市民生活に多大な影響を与えています。物価高騰による生活困窮や、それに起因するさまざまな課題やニーズが地域には存在しています。

神奈川県共同募金会では、物価高騰下において、さまざまな地域課題に対して行われる活動を応援するための緊急支援事業を実施し、社会的課題の解決に向けた即応的な事業を展開するため、令和7年度も引き続き、地域社会の中で継続的に行われる生活支援等の活動に対し、本要項に基づく配分事業を実施します。

2 実施主体

神奈川県共同募金会

3 協 力

神奈川県社会福祉協議会、市区町村社会福祉協議会

4 配分対象団体

居場所支援、フードパントリー等、地域において生活に困窮する方々等に対する支援活動を実施している民間非営利団体で、法人格の有無は問いません。

※営利を目的とする企業、団体は対象外

※申請時点で団体が設立されており、配分対象活動（事業）の実施体制が整っていること（既に1年程度の活動実績があることが望ましい）

※神奈川県共同募金会が行う他の資金で配分が決定している団体は対象外

5 配分対象事業

物価高騰の影響を受けて困窮、孤独、孤立の状態となり、生きづらさや課題を抱える人々を支援する活動で、本事業の趣旨にもとづき、緊急性およびその活動に伴う経費の必要性が認められるもの。（団体の通常活動は対象となりません）

6 配分対象となる事業の実施期間

令和7年4月～令和8年3月末

7 対象経費

今回、配分対象となる事業を実施するために必要とされる下記の費用を対象とします。

- ・ 消耗品・備品費（食料品、日用品）
- ・ 参加したボランティアの交通費（実費）
- ・ 活動に使用した会場の賃借料
- ・ ボランティア行事用保険料 など

8 対象とならない経費

- ・ 当該経費の妥当性が事業の趣旨にあわないもの、また、申請書から当該経費の必要性が読み取れないもの
- ・ ボランティア活動保険料
- ・ ボランティアに対する謝金（交通費等の実費弁償は対象）
- ・ 団体および団体役員が所有する場所や物の賃借料
- ・ 平常時の活動に使用することを主たる目的とする機器の購入費
- ・ 補助金などの公的資金や他の助成金が充当される費用
- ・ 配分対象期間（令和7年度）外に支出した費用
- ・ 団体の通常活動のための経費や、団体の維持・管理のみを目的とした経費 など

9 配分類 1 団体 10 万円以上（上限額は 20 万円）

※万円単位での配分

※申請期間内に 1 回のみ申請可

10 申請方法および配分決定等

- ・ 別紙申請書に必要事項を記入の上、下記提出先まで郵送で送付してください。
- ・ 配分の可否については、本会で審査のうえ結果通知を郵送いたします。
- ・ 配分金は、事業終了後の精算払いとなります。事業終了後 1 カ月以内に所定の活動・精算報告書および配分対象となる経費についてすべての領収書のコピーを提出ください。
- ・ 活動について虚偽の報告等があった場合は、配分決定を取り消すことがあります。

11 申請期間

令和7年8月1日（金）～令和7年3月13日（金）

12 決定時期

原則として申請より1カ月以内

【申請書提出・問い合わせ先】

社会福祉法人神奈川県共同募金会

〒221-0825

神奈川県横浜市神奈川区反町3-17-2 神奈川県社会福祉センター

TEL 045-312-6339

Email info@akaihane-kanagawa.or.jp